

公安委員会	「道路交通法の一部を改正する	平成31年2月21日
説明資料No. 1	法律案」について	交 通 局

1 改正案の概要

- (1) 自動車の自動運転の技術の実用化に対応した運転者等の義務に関する規定の整備
 - 自動運行装置（仮称）の定義等に関する規定の整備
 - 自動運行装置を使用して自動車を運転する場合の運転者の義務に関する規定の整備
 - 作動状態記録装置（仮称）による記録等に関する規定の整備
- (2) 携帯電話使用等対策の推進を図るための規定の整備
 - 運転中の携帯電話使用等に関する罰則の強化
 - 携帯電話使用等に関する反則金の限度額の引上げ
 - 免許の効力の仮停止の対象行為の追加
- (3) その他
 - 自動車、原動機付自転車及び軽車両の定義に関する規定の見直し
 - 運転免許証の再交付申請に関する規定の見直し
 - 運転経歴証明書の交付に係る申請先等の見直し
- (4) 施行期日
 - (1)関係：道路運送車両法の一部を改正する法律の施行の日
 - (2)及び(3)関係：公布の日から6月を超えない範囲内で政令で定める日

2 「道路交通法改正試案」に対する意見の募集の結果

平成30年12月25日から平成31年1月23日までの間に意見を募集した結果、総数152件の意見があった。

1 改正案の概要

(1) 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（以下「小型無人機等飛行禁止法」という。）の一部改正

- 防衛関係施設（自衛隊の施設並びに合衆国軍隊の施設及び区域）のうち防衛大臣が指定するもの（以下「対象防衛関係施設」という。）を対象施設に追加する。
- 対象防衛関係施設等の上空における小型無人機等の飛行について、管理者の同意を得なければならないこととする。
- 法の規定に違反して小型無人機等の飛行が行われていると認められる場合には、警察官及び海上保安官に加え、対象防衛関係施設を職務上警護する自衛官に、対象防衛関係施設の安全の確保のための措置を講ずる権限を付与する。
- 上記の措置に伴い、題名及び目的を改める。

(2) 平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法及び平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部改正

ラグビーワールドカップ大会及び東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会について、

- 文部科学大臣が期間を定めて指定する大会関係施設
 - 国土交通大臣が期間を定めて指定する空港
- を小型無人機等飛行禁止法の対象施設とみなし、関係規定を適用する。

2 施行期日

公布の日から起算して20日を経過した日

1 選挙日程

選挙種別	告示	投票
都道府県知事選挙	3月21日	4月7日
指定都市市長選挙	3月24日	
都道府県議選挙、指定都市市議選挙	3月29日	
指定都市以外の市の市長・市議選挙 特別区区長・区議選挙	4月14日	4月21日
町村長・町村議選挙	4月16日	

2 施行予定団体数（2月1日現在、警察庁調べ）

選挙種別	首長	議員
都道府県	10	41
指定都市	5	17
指定都市以外の市	82	294
特別区	11	20
町村	120	372
計	228	744

【統一率】27.18%

$$\left(\frac{\text{施行予定団体数}(972)}{\text{団体数}(1,788) \times 2} \right)$$

3 事前運動取締本部等の設置及び全国選挙違反取締主管課長会議の開催

- 2月20日、各都道府県警察に「第19回統一地方選挙事前運動取締本部」を設置。※ 岩手県、宮城県、福島県及び沖縄県を除く。
- 3月12日以降、各都道府県警察に「第19回統一地方選挙取締本部」を設置予定。※ 岩手県、宮城県、福島県及び沖縄県を除く。
- 3月12日、当庁捜査第二課に「第19回統一地方選挙違反取締対策室」を設置予定。
- 同日、選挙違反取締りの基本方針等について指示、協議を行うため、「全国選挙違反取締主管課長会議」を開催予定。

4 検挙・警告状況

- (1) 検挙はない（2月20日現在）。
- (2) 警告件数は、下記のとおり。

区分 態様	今回 (H31.2.18現在)	前回 (H27.2.23現在)	増減
文書頒布	39	31	8
文書掲示	404	554	-150
言論	0	1	-1
その他	11	12	-1
計	454	598	-144

(注) いずれも事前運動取締本部設置2日前現在のものである。

1 特殊詐欺の認知状況

- 平成30年は、認知件数は16,493件（前年比-1,719件、-9.4%）、被害額は356.8億円（前年比-38.0億円、-9.6%）といずれも減少したが、依然として深刻な情勢。
- 41道府県において認知件数が減少した一方、東京(3,914件、+404件)、埼玉(1,424件、+191件)、神奈川(2,606件、+183件)で大幅に増加。
- 平成29年に大幅に増加したオレオレ詐欺は、平成30年も認知件数が増加した一方、被害額は減少。平成29年に大幅に増加した架空請求詐欺は、平成30年は認知件数が減少した一方、被害額は増加。
- キャッシュカード手交型は平成27年から引き続き増加。現金手交型は依然として高水準。平成29年に増加した電子マネー型は減少。収納代行利用型は減少。
なお、被害者の隙を見てキャッシュカードを窃取する手口の事件が、首都圏と大阪を中心に多発（1,348件、18.9億円）。
- 高齢者（65歳以上）被害の認知件数は全体の78.0%（オレオレ詐欺は96.9%、還付金等詐欺は84.6%）。
- 有料サイト利用料金等名目の架空請求詐欺では、20代から50代の女性の被害が約4割（40.9%）。

2 特殊詐欺対策の推進状況

- 平成30年は、検挙件数は5,162件（+518件、+11.2%）、検挙人員は2,747人（+299人、+12.2%）となり、件数・人員共に増加。
- 金融機関等と連携した声掛けにより、14,151件（-2,956件）、143.1億円（-39.4億円）の被害を阻止（阻止率は47.6%）。
- オレオレ詐欺の被害を予防するため、芸能界で活躍する方々によるプロジェクトチームと連携し、幅広い層への働き掛けを強化。

3 オレオレ詐欺被害者等に対する調査の実施

(1) 調査の概要

平成30年8月から4か月間、親族をかたるオレオレ詐欺について、被害に至ったか、至らなかったかの違いが生じた原因を調査するため、被害者等（計1,099人）に対して聞き取り等を実施した。

(2) 調査結果

ア だまされた理由等

- 特殊詐欺の手口の認知度は、被害に至った者と至らなかった者との間に大きな差異はない。
- 被害に至った者の9割超が「（どちらかといえば）被害に遭わないと思っていた」と回答。その主な理由としては、「だまされない自信があった」「自分には関係のないことだと思っていた」など。

- 被害に至った者がだまされた理由は「声がそっくりだった」が最多。
- だまされたタイミングとして、被害に至った者の約7割が金銭の要求の話に入る前と回答。電話を受けた時点でだまされてしまう傾向がうかがわれる。
- 被害に至った者が電話を受けた際の心理状況については、「お金を支払えば救えると思った」「トラブルを聞いて驚いた」「時間を区切られたので焦った」の順で多く、冷静な判断ができなくなる傾向がうかがわれる。
- ※ 電話を受けてしまうと被害防止が難しいとうかがわれることから、犯人からの電話に出ないための対策が有効。

イ 家族等への相談状況

- 被害に至った者の7割超が誰とも相談せずに被害に遭っている。
- 自ら見破った者が嘘だと気付いた理由は、「声が違っていた」に加え、「親族の元の電話番号に電話をかけて嘘であることを確認できた」「親族とは口調や呼び方が違った」「話の内容に矛盾や不審点があった」「親族の状況と違った」など。
- ※ 平素から家族間で連絡を取り合うとともに、犯人がなりすました親族に対し、元々把握していた電話番号に確認の電話をかけることが重要。

ウ 金融機関等による声掛け

- 被害に至った者の3割弱が第三者から注意を促されたにもかかわらず被害に至っている。
- 注意を促した者の約9割は金融機関。
- 被害の阻止につながった場合とつながらなかった場合とでは「親族に連絡」「警察官の臨場」「別室での対応」等の対応で違いがある。
- ※ 引き続き、警察と金融機関等の連携による対応が効果的。

4 今後の取組

- 事件の背後にいるとみられる暴力団、準暴力団等に対し、各部門において多角的な取締りを実施。
- 電話転送サービスの悪用への対策等を推進。
- 被害者調査の結果も踏まえ、高齢者の子供や孫の世代も含めて、日常的に家族間で連絡を取り合ってもらうための効果的な広報啓発を推進するとともに、迷惑電話防止機能を有する機器の普及を促進。